

教育行政執行方針

概要



多田教育長

中央中 校旗返納

長年にわたり赤平市立小・中学校適正配置計画により統廃合を重ねながら、適切な学校規模の維持に努めてまいりました。本年度当初の赤平中学校と赤平中央中学校の統合をもって市内の中学校は1校となります。小学校についても、2校あるいは1校体制の選択協議を進め、結論づけなければなりません。

また、文科省から告示された小中学校の新学習指導要領に基

づき、本年度から本格導入の第一段である移行期間に入ります。

さらに、市の社会教育推進計

画に基づき、乳幼児・青少年・成人・高齢者の教育、芸術・文化・文化財・スポーツの振興、社会教育の基盤整備に努めてまいります。

北海道が命名されてから百五十年の節目を迎える本年、命名者である松浦武四郎が空知川河畔に赤平市の礎となる石炭の露

頭を発見した縁を考えると、炭

鉱遺産ガイダンス施設を7月にオープンすることは誠に意義深い事業であると考えます。

公教育としての水準を維持・

向上させるとともに、地域住民による生涯学習活動を通して社会的なつながりを増すよき地域づくりの好循環を期待し、本市の教育振興のため、一層の充実に努めてまいります。

赤平市教育委員会教育長

多田 豊

確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

● 新学習指導要領

平成32年度からの小学校での全面実施では、小学3年生から外国語活動を、5年生から教科として外国語科を指導することとなっています。本年度は移行期間として教育活動を改善し、外国語指導助手の増員を図ります。

● 学力向上

個別学習、グループ別学習、習熟度別少人数指導、学生ボランティア事業の活用、公設塾（子ども塾）の開設に取り組みます。本年度は標準学力検査で小学校の検査項目に理科・社会を増やします。

● 特別支援教育

関係機関との連携を図ります。通級指導教室の運営の工夫に努めます。

● キャリア教育

地域の教育資源を生かした実践に取り組みます。

● 道徳教育

思いやりや豊かな人間性、基本的な倫理観、規範意識についての教育の充実に努めます。

● 体力向上

茂尻小に配置している体育専科教員の指導事例を他校に発信し、指導力向上に努めます。小中学校全学年で新体力テストを行います。

● 学校給食

異物混入の防止などの衛生管理の徹底や、食物アレルギーの対応指針に基づく運営など、安心・安全な学校給食の提供に努めます。

● 健康教育

望ましい生活習慣の定着のため、早寝・早起き・朝ごはんやノーゲームデーの普及など、学校と家庭が連携した取り組みに努めます。フッ化物洗口は本年度で中学3年生まで完全実施となり、今後も継続します。

新しい時代にふさわしい教育環境の改善

● 小中学校適正配置計画

中学校統合を4月1日に行い、2学期から新校舎へ移転します。
本年度は小学校統合準備委員会を発足させ、市内1校の是非について意見交換を行います。現赤平中学校跡地に統合小学校校舎を新築する計画で、平成34年度の統合を目指して、保護者・地域住民の要望を伺います。

● コミュニティ・スクール

地域と力を合わせて学校運営を推進するため、学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールを導入することが努力義務となっています。赤平市では、統合中学校を中心に校下の小学校を含む運営組織の発足を目指し、本年度から小中学校と協議します。

● ICT(情報通信技術)活用

総合戦略の施策として、順次、導入を図っています。小学校での拡充、統合中学校でのタブレット端末の整備を行います。

● 幼稚園教育

遊びを通して総合的な指導を行い、小学校との円滑な接続を図ります。

● 小中一貫教育

平成34年度の小学校の統合計画を検討する中で、小中一貫教育導入の環境を整えます。



幼稚園卒園式

安心・安全な学びを支える多様な教育支援の充実

● いじめ防止

いじめの積極的な認知を行い、学校が組織として把握し、必要に応じて指導するなど、解決につなげる対応を行います。
本年度は赤平市いじめ基本方針を策定して3年を経過する年となり、国や北海道の動向を見ながら見直しの措置を講じます。

● 体罰の禁止

教員の校内研修やセルフチェックを徹底し、体罰のない学校運営を行います。

● 不登校

保護者・教職員・スクールカウンセラーと連携し、適応指導教室や相談支援などを通してきめ細かな支援に努めます。

● 安全教育

通学路の交通安全、ネットトラブルなどは、関係機関と連携しながら指導していきます。新たに北海道が主催する「一日防災学校」に取り組みます。

● 就学援助

新入学児童・生徒の学用品費については、入学準備の経費負担を軽くするため、入学前の支給を行います。総合戦略の施策として、人材育成・定住促進奨学金や高等学校等通学費等支援を継続します。

● 教職員の服務規律の保持

5月と6月を「コンプライアンス確立月間」として教職員の職場研修を実施します。

学び合いで地域力を育む社会教育の推進

● 青少年教育

本年度、中学校統合を機に中学校区ごとに設置していた補導連絡会を廃止し、メンバーを一部見直して警察や学校などの関係機関と連絡を密にし、迅速な対応を図るため「赤平市青少年非行防止連絡会議」を設立します。

● 芸術・文化活動、文化財保護

文化協会を中心とした各種サークルや同好会などに対して支援を継続します。
総合戦略の施策として、炭鉱遺産関連については、7月までにガイダンス施設を開設します。昨年度に設立した炭鉱遺産文化財化検討委員会で協議を重ね、国の文化財指定を目指し、炭鉱遺産整備の財源確保に努めます。

● 公民館

東公民館では文化・教養を育み、本年度、屋外の喫煙所を制限し、受動喫煙対策を行います。

● 図書館・読書活動

読み聞かせ会、ブックスタート、移動図書館、読書感想文コンクールなどを継続します。

● 体育・スポーツ

軽スポーツ・ニュースポーツ大会は、親子や祖父母と孫で参加できる種目を検討します。中学校統合後における部活動を把握して小学校高学年の体験事業を検討します。



こども野球教室

※教育行政執行方針の全文は、市のホームページをご覧ください。